登別市避難行動要支援者避難支援プラン(案)

平成28年 月作成登別市

目 次

第1章	基本的な考え方	1
	1 趣旨	1
	2 計画の位置づけ	1
	3 用語の定義	1
第2章	避難行動要支援者の対象者	2
第3章	避難支援等関係者	2
第4章	地域支援者	3
第5章	避難行動要支援者名簿の作成及び更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1 避難行動要支援者の把握	5
		7
	N= 1.0 · · · · ·	7
	4 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意確認	7
	5 同意を得た避難行動要支援者の名簿情報の共有	8
	6 避難行動要支援者名簿の情報更新・共有	
第6章	平常時における登別市の取り組み	
	1 制度の周知	
	2 市の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送	
第7章	災害等における登別市の取り組み	
	1 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援…1	
	2 不同意を含む避難行動要支援者名簿の提供先	
	3 避難のための情報伝達	
	4 多様な手段の活用による情報伝達	
	5 市の支援体制	
第8章	平常時における地域の取り組み	
	1 避難支援等関係者及び地域支援者の役割	
	2 避難支援等関係者名簿の取扱い	2
	3 防災訓練の実施	
第9章	災害等における地域等の取り組み	
	1 安否確認の実施	
	2 避難誘導の実施	
** *	3 避難支援等関係者の安全確保の措置	
第10章	避難行動要支援者自身の役割	14
第 11 章	個別計画の作成	
	1 個別計画作成の推進	
	2 個別計画の内容	
	3 個別計画の作成方法と推進方策	
	4 個別計画の管理	
	5 個別計画の更新	5

第 12 章	避難	발所整備 ····································	16
	1	避難所の開設	16
	2	避難行動要支援者の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	3	避難所の環境整備	16
	4	福祉避難所の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16

《様式》

(様式第1号) 登別市避難行動要支援者名簿(兼きずなづくり台帳一覧)

(様式第2号) 登別市避難行動要支援者名簿登録申請書(兼きずなづくり台帳)

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害時要支援者対策については、登別市地域防災計画と国の「災害時要支援者の避 難支援ガイドライン」に基づき取り組みを進めてきたところであります。

平成23年の東日本大震災においては、多くの高齢者や障がい者が犠牲になるとと もに、消防職員・消防団員や民生委員等多数の支援者も犠牲となりました。

こうした教訓を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法(以下「法」という。) の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実行性のある避難支援がなされる よう、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

このことから、本計画は災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るため、市における平常時と災害時の支援体制を定めることを目的に策定いたします。

2 計画の位置づけ

本プランは、「登別市地域防災計画」の要配慮者対策を重点的に具体化したものであり、その下位計画と位置づけます。

3 用語の定義

この計画における基本的な用語の意味は次のとおりとする。

(1)要配慮者

高齢者や障害者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な者(法第8条第2項第 15号)

(2)避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るために特に支援を要する者(法第49条の10第1項)

(3)避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者を掲載した名簿で、法で市町村に作成を義務付けされた名簿をいう(法第49条の10第1項)

(4)避難支援等関係者

避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織・団体等をいう (法第49条の11第2項)

(5) 地域支援者

避難支援等関係者のうち、災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等 を行うことで、当該避難行動要支援者を直接支援することとなった者をいう

第2章 避難行動要支援者の対象者

避難行動要支援者の対象者とは、在宅で自ら避難することが困難であり、円滑かつ 迅速な避難にあたって特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者とする。

- ①介護保険で要介護認定を受けており、要介護3以上の認定を受けている者。
- ②身体障害者手帳の交付を受けており、1級または2級を所持する者
- ③療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者。
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- 5難病患者
- ⑥高齢者(75歳以上)のみの世帯 (※家族と同居しているが昼間は1人になる高齢者の方を含む)
- ⑦上記以外で支援を希望する者

第3章 避難支援等関係者

避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者とは、次の者とする。

- ①消防機関(消防署・消防団)
- ②警察機関
- ③民生委員·児童委員
- 4社会福祉協議会
- ⑤町内会等(自主防災組織)

関係機関・団体	役 割						
①消防署	災害時	・火災等の各種災害活動					
	平常時	・地域での避難訓練参加、防火・防災啓発活動					
消防団	災害時	・火災等の各種災害活動 ・災害時における安否確認への協力					
②警察機関	災害時	・災害時における安否確認への協力及び救助支援 ・災害時における交通整理、避難誘導					

③民生委員・	平常時	・小地域ネットワーク活動等により、日頃からの声かけ、 避難行動要支援者の見守り活動
児童委員	災害時	・避難情報の伝達、安否確認、避難誘導・避難所等における避難行動要支援者の相談対応
	平常時	・小地域ネットワーク活動の実施等を通じた、日ごろから 地域内における支援団体との連携・協力体制の構築
④社会福祉協 議会	災害時	・市と連携し、避難所や被災者等とのニーズの的確な把握 とボランティア活動を行おうとする人の受け入れ ・ボランティアの効果的な活動へのコーディネート体制の 整備
⑤町内会等 (自主防災組織)	平常時	・小地域ネットワーク活動等により、日頃から避難行動要 支援者や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者の 顔合わせ、安否確認の方法、避難場所、避難ルートの確 認、避難訓練などの実施
	災害時	・避難情報の伝達、安否確認、避難誘導

第4章 地域支援者

避難行動要支援者を直接支援する地域支援者とは、次の者とする。

- ①近隣住民など町内会等(自主防災組織)の構成員
- ②民生委員 · 児童委員
- ③その他、避難支援が可能な者

地域団体	役割								
① 近 隣 住 民・町内会等	平常時	・小地域ネットワーク活動等により、日頃から避難行動要 支援者や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者の 顔合わせ、安否確認の方法、避難場所、避難ルートの確 認、避難訓練などの実施							
	災害時	・避難情報の伝達、安否確認、避難誘導							
② 民 生 委	平常時	・日頃からの声かけ、避難行動要支援者の見守り活動							
員・児童委員	災害時	・避難情報の伝達、安否確認、避難誘導・避難所等における避難行動要支援者の相談対応							

------ < 地域の住民 > ----

要 配 慮 者

高齢者や障がい者、乳幼児等、災害発生時に特に配慮が必要な者

自宅で生活している人たち

自宅以外で生活している人たち

避難行動要支援者

- ●自力では避難できない人たち
- ●家族等の避難支援が得られない人たち
- ●家族だけでは避難が困難な人たち

社会福祉施設入居者

入院患者

支援

避難支援等関係者

- 消防機関(消防署•消防団)
- 警察機関
- ・民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会
- 町内会等(自主防災組織)

小地域ネットワーク活動 地域支援者

- ・近隣住民など町内会等 (自主防災組織)の構成員
- 民生委員、児童委員
- ・その他、避難支援が可能な者

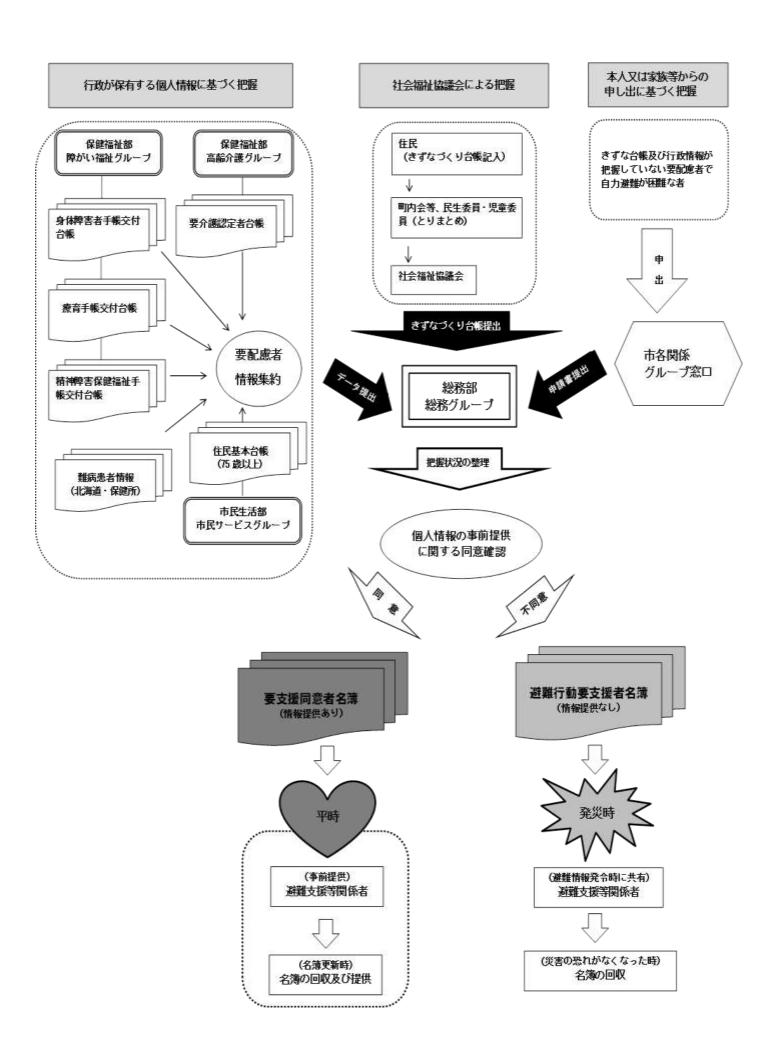
第5章 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- 1 避難行動要支援者の把握
- (1) 社会福祉協議会からの提供による把握
- ① 社会福祉協議会は、該当する地区の民生委員や町内会を通じて各世帯に「きずなづくり台帳」を配布・回収し、その地区における避難行動要支援者の所在を把握するものとする。
- ② 社会福祉協議会は、回収したきずなづくり台帳を取りまとめて市長に提出するものとする。
- ③ 市長は、②により社会福祉協議会から提出を受けたきずなづくり台帳は、総務部 総務グループが窓口となり、管理するものとする。
- (2) 市が保有する個人情報に基づく避難行動要支援者の把握
- ① 市長は、市が保有する個人情報に基づき、要介護高齢者や障がい者など関係 部局で把握している情報を集約するものとする。

また、市が把握していない情報の取得が必要な場合は、法第49条の10第4項に基づき北海道知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。

- ② 市長は、①により抽出した避難行動要支援者候補について、この計画の主旨及び 避難行動要支援者名簿登録の希望の有無について、郵送や個別訪問等により周知及 び確認をはかるものとする。
- ③ (1)により提出された、きずなづくり台帳と市が保有する避難行動要支援 者に係る個人情報を整理し、避難行動要支援者であって、きずなづくり台帳に登録 されていない者を抽出するものとする。
- (3) 本人又は家族等から申し出に基づく避難行動要支援者の把握

社会福祉協議会や市が把握していない避難行動要支援が存在する可能性があることから、(1)(2)で把握していない者で、市の各関係グループ窓口に登録の申し出があった場合は、避難行動要支援者として取扱い、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。



2 避難行動要支援者名簿の保管

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を保管するものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の作成は総務部総務グループ、保管は電子データに加え、紙媒体で総務部総務グループと保健福祉部社会福祉グループが担当するものとする。

3 記載事項

登別市避難行動要支援者名簿(兼きずなづくり台帳一覧)(様式1)に記載する避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- 1)氏名
- ②生年月日
- ③性別
- 4)住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意確認

避難行動要支援者の災害時等における安全と安心を確保するためには、避難行動要支援者と地域の避難支援等関係者が相談し、避難行動を検討することが有効である。 そのため市は、本プランにおける避難行動要支援者に対して、平常時から避難支援 等関係者への情報提供することについての理解を得るため、個人情報の事前提供について同意確認を行うものとする。同意の確認については次のとおりとする。

(1) 社会福祉協議会による避難行動要支援者の把握の場合

きずなづくり台帳の記載欄にある、個人情報の取り扱いに関する同意の有無により 確認を行い、避難行動要援護者名簿への登録を行うものとする。

(2) 市が保有する個人情報に基づく避難行動要支援者の把握の場合

避難行動要支援者候補について、郵送や個別訪問等により登別市避難行動要支援者 名簿登録申請書(兼きずなづくり台帳)(様式2)の提出を受け、避難行動要援護者 名簿への登録を行うものとする。

(3) 本人から申し出に基づく避難行動要支援者の把握の場合

市各関係窓口にて、避難行動要支援者登録の申し出がなされた際に、登別市避難行動要支援者名簿登録申請書(兼きずなづくり台帳)(様式2)の確認をもって、避難行動要援護者名簿への登録を行うものとする。

5 同意を得た避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、情報提供することについて同意を得た避難行動要支援者の情報を集約した、 避難行動要支援者名簿を保管し、平常時より避難支援等関係者へ同意者名簿を提供す るものとする。

同意者名簿の提供は電子データではなく、紙媒体によるものとする。また、町内会等(自主防災組織)、民生委員・児童委員、消防団への同意者名簿の提供は、避難実施に必要な限度のものとする。

市は、同意者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう次のことについて指導するものとする。

- ①避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態 区分や障害等級等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含ま れるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の 避難支援等関係者に限り提供する。
- ②市の一地区の町内会等(自主防災組織)に対して市内全体の避難行動要支援者名 簿を提供しないなど、無用に共有、利用しない。
- ③避難支援等関係者に対し守秘義務が課せられていることを十分説明する。
- ④施錠可能な場所へ、避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ⑤受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑥避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内 部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ⑦名簿情報の取扱状況を報告させる。
- 8個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- 6 避難行動要支援者名簿の情報更新・共有
- (1) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、次のとおり避難行動要支援者名簿を更新するものとする。

- ①新たに市に転入してきた高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定を 受けた者のうち避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載す るとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から 避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- ②転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。なお、「住所」については、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。
- ③また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。

(2) 更新の頻度

(1)により常に最新の内容に保ち、少なくても年1回以上は、先に提供している 避難行動要支援者名簿を差し替えて更新するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の情報共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を 市及び避難支援等関係者間で共有するものとする。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿 情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録か ら削除されたことを周知するものとする。

第6章 平常時における登別市の取り組み

1 制度の周知

市は、関係部署窓口による啓発、広報やホームページ等によりこの支援プランの周知を行うと伴に、避難行動要支援者に対し避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性をあることを理解してもらえるよう周知を図るものとする。

2 市の支援体制

市は、各部局等がそれぞれの専門知識を活用しながら、地域住民や防災関係機関等と連携し、次のとおり避難支援対策に取り組むものとする。

主管部局	所掌事務
	・避難行動要支援者避難支援プランの周知
	・避難行動要支援者名簿の作成及び更新
総務部	・避難行動要支援者名簿情報の外部提供(同意者)
下心 (力 口)	・避難支援等希望申出書の受付
	・避難支援活動への協力
	・福祉避難所の調査及び指定
保健福祉部	・避難行動要支援者名簿作成に係る個人情報の収集・整理
体))注()	・窓口での避難行動要支援者避難支援プランの周知
	・避難行動要支援者名簿作成に係る個人情報の収集・整理
市民生活部 	・窓口での避難行動要支援者避難支援プランの周知

3 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送業者等と協定を締結するよう努めるものとする。

第7章 災害等における登別市の取り組み

1 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援 市は、避難支援等関係者その他に対し、特に時間的余裕がある風水害等の災害にお いては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、 可能な範囲で支援を行うよう協力を求めるものとする。

2 不同意を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿を提供する。また、平常時から民間企業とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取組む。なお、それらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 避難のための情報伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、地域防災計画に基づき、避難準備情報、避難勧告、避難指示など、災害時において適時適切に発令するものとする。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、発令及び伝達に当たっては次のような配慮を行うものとする。

- ①高齢者や障がい者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的 確に伝わるようにする。
- ②同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ③高齢者や障がい者に合った、必要な情報を流す。

4 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、次のとおり多様な情報手段を確保するものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 放送事業者(テレビ、ラジオ等)への情報提供
- ③ 広報車等による広報
- ④ 登別市防災情報メール(登録制)
- ⑤ 登別市ホームページ
- ⑥ 連合町内会の緊急連絡網

5 市の支援体制

次のとおり避難支援対策に取り組むものとする。

主管部局	所掌事務
	・災害対策本部等の運営
	・避難勧告等の避難情報の伝達
総務部	・避難行動要支援者名簿情報の外部提供(非同意者)
	・避難支援に係る関係機関等との連絡調整
	・避難所の開設、備蓄品提供等の指示
	・安否確認の状況把握
保健福祉部	・避難行動要支援者の相談・情報提供
	・避難所、福祉避難所の運営
士只生活如	・避難行動要支援者の相談・情報提供
市民生活部 	・避難所の運営

第8章 平常時における地域の取り組み

避難行動要支援者の避難支援を円滑、迅速に実施するためには、平常時から住民同士が小地域ネットワーク活動による見守りや声かけ等を行い、災害時には協力して地域の避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めるものとする。

1 避難支援等関係者及び地域支援者の役割

避難支援等関係者及び地域支援者は、把握する地域等にいる避難行動要支援者に対し、声掛けや見守りを通じて信頼関係を保つよう努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の取扱い

避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿提供に同意した避難行動要支援者のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられる。

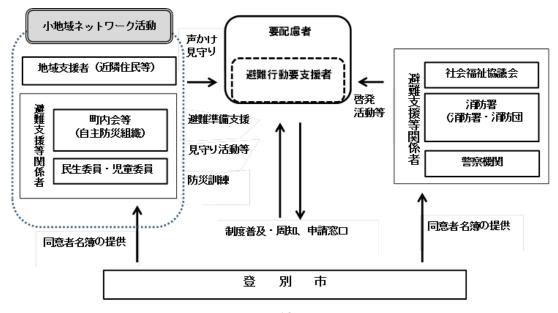
守秘義務については、名簿提供を受けたことによって知り得た要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らしてはならないものとする。

また、名簿情報を利用した避難支援等の活動に携わる中で知り得た情報である家庭環境、人種、国籍、門地、信条等も秘密に該当する。

町内会等(自主防災組織)の構成員など、職務としてではなく善意に基づき無償で 避難支援等に携わる者については、名簿情報の受領について過度な心理的負担を課し、 「共助」による避難支援等の裾野自体を限定的なものとすることのないよう、守秘義 務違反に対する罰則を設けない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいし、 民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、義務違反が不法行為責任の認定根拠と なり得ることから、市は取扱いには十分留意するよう周知するものとする。

3 防災訓練の実施

地域での情報伝達や避難支援等の防災訓練を実施する際には、避難行動要支援者の 避難支援が実際に機能するか可能な限り検証し、改善について検討を行うものとする。



第9章 災害等における地域等の取り組み

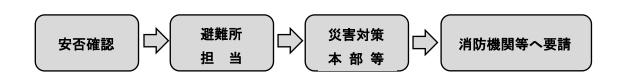
行政による支援体制が整うまでには、一定の時間を要することから、災害発生直後 の避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導は、近隣同士の小地域ネットワーク活動 による地域住民の対応や、避難支援等関係者や地域支援者による対応が求められる。

1 安否確認の実施

安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用するものとする。

安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿を活用し、 在宅避難者等の安否確認を進めるものとする。

また、避難行動要支援者の消息不明情報等については、避難所担当の市職員を通して、本部や各避難所等と連絡をとり所在確認を行い、必要に応じて、消防機関等に救助要請を行うものとする。



2 避難誘導の実施

(1)避難場所

災害等により避難が必要な場合、避難行動要支援者を市が指定した避難場所、 広場や地域の会館など一時的に安全な場所へ避難させるものとする。

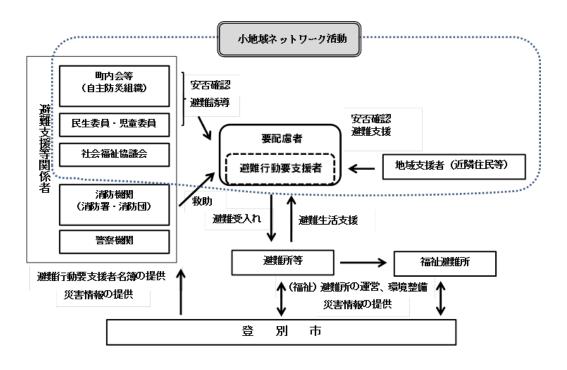
なお、避難場所は災害の種類や状況により使用できない場合があることも留意するものとする。(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、地震による建築物の倒壊)

(2)避難経路

避難経路の検討にあたっては事前にハザードマップなどにより危険箇所を把握し、車いす・担架などの移動手段や所要時間を考慮し、安全で効率的な経路を通り 避難するものとする。

3 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援については避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全 を守ることを大前提とし、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で実施する ものとする。



第10章 避難行動要支援者自身の役割

避難行動要支援者自身の役割は、次のとおりとする。

項目	役割
隣近所や地域 の支援者等と の関係づくり	・最寄りの民生委員児童委員や地域支援者等の把握・地域の様々な組織や団体との日頃からの積極的な交流による災害時の協力が得られやすい環境づくり・市や地域で実施する防災訓練等への積極的な参加
必要な支援内 容の伝達	・町内会等(自主防災組織)や民生委員・児童委員などの支援者への 災害発生時に必要な支援の的確な伝達
避難経路の確 認	・自宅から避難所等までの避難経路の事前確認
非常持出品等の準備	・非常持出品等の出入口付近への備え ・薬や医療器具など特別な持出品の周囲への情報伝達・表示
災害に備えた備蓄	・1人1日3リットルを目安とした飲料水の常時備蓄 (1人につき、最低3日間、推奨1週間)・ライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食などの食糧の常時備蓄(最低1日分、可能であれば3日分)
外出時の備え	・周囲の人に速やかに支援して欲しい必要事項を記載したカードやブザーなど、それぞれの状態に応じて必要なものの携帯

第11章 個別計画の作成

1 個別計画作成の推進

避難行動要支援者の災害時等における安全と安心を確保するためには、避難行動要 支援者と避難支援等関係者が相談し、避難行動を検討することが有効である。

このため、避難行動要支援者一人ひとりについての避難支援方法について定めた個別計画作成が重要となるが、避難行動要支援者名簿の作成及び小地域ネットワーク活動による平時からの住民等の関係づくりが急務であることから、個別計画作成は避難行動要支援者支援の次段階と位置付け、市は、避難支援等関係者及び地域支援者に対して、個別計画作成の推進を促すものとする。

2 個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載するものとする。

- ①災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に手助けが必要な 者の住所、氏名、生年月日、電話番号、同居人の有無
- ②災害時に配慮しなくてはならない事項
- ③緊急時の連絡先
- ④民生委員等の関係者連絡先
- ⑤避難支援者情報
- 6 避難場所等情報

3 個別計画の作成方法と推進方策

個別計画の作成に当たっては、避難支援等関係者及び避難支援者が、提供された避難行動要支援者名簿をもとに、特に人的支援を要する避難行動要支援者本人またはその家族等とともに、各地区における実情を踏まえ、支援する必要事項等を記載して作成するものとする。

また、避難行動要支援者に対し、避難支援者の支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災等により、避難行動要支援者への支援が困難となる場合もあることについて周知に努めるものとする。

4 個別計画の管理

市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者に個別計画を提供するとともに、避難支援等関係者が個別計画の適正な管理を行うよう、第5章の5「同意を得た避難行動要支援者の名簿情報の共有」の①から⑧に準じ、指導するものとする。

5 個別計画の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別計画の内容に変更が生じた場合、本 人等からの変更の申出により、更新を行い適正な状態で管理するよう努めるものとす る。

第12章 避難所整備

1 避難所の開設

市が、避難のための準備情報・避難勧告・避難指示を出した場合、又は災害が発生し避難者の発生が想定される場合、避難所を開設するものとする。

2 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所において、避難場所等の責任者に適切に引き継がれるように引き継ぎを行うものとする。また、名簿情報を避難所生活後に活用できるよう引き継ぐよう努めるものとする。

3 避難所の環境整備

避難行動要支援者は、日常的に介護等の支援を必要とする場合が多く、避難所に指定されている施設においても介護・支援等が必要となるケースが予想される。特に、避難所生活が長期化する場合には、介護・支援等の必要性が高まるものと考えられることから、市は避難所について、避難行動要支援者の利用にも配慮した備蓄や環境整備に努めるものとする。

4 福祉避難所の確保

市は、通常の避難所での避難生活が困難な要配慮者のための避難所として福祉避難所の確保に努めるものとする。

		本人情報					緊急連絡先 ケアマネージャー 民生委員児童委員																			
No.	対象者名	生	年月日 性別	住所		香地	電話	携帯電話	同居人の人数	かかりつい	ナ病院名 1	2 3	※ 詳 5 6	申制 は表 7 8	者の 表紙を 9	が状況 をご覧(ださい) 10	氏	名	本人との関係	住所	連絡先	事業所	担当者	電話	氏名	電話
1																1										
2																										
-																2										
3																3										
4																4										
5																5										
												$\frac{1}{1}$														
6																6										
7																7										
8																8										
9																9										
10																10										
11																11										
12																15										
13																13										
14																14										
15																15										
16																16										
17																12										
18												H				18										
												H														
19																15										
20																20										
	1			1		l.		1	1				<u> </u>				1						1			·

登別市避難行動要支援者名簿登録申請書 (兼きずなづくり台帳)

登別市長 様 登別市社会福祉協議会会長 様

ております。

- (1)避難支援が必要な方(避難行動要支援者)について、**平常時から名簿情報を町内会等(自主防災組織)や民生委員・児童委員など(避難支援等関係者)に提供し、日頃から情報を共有する**ことで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難支援について活用します。
- (2) 災害時の状況によっては、支援者の多くも被災者になりうることから、この台帳に登録することで、**災害等の支援が必ず約束されるものではなく、**また、**法的な責任や義務を負うも**のではありません。

●私は施設入所・長期入院しておる □届出(同意)します ※どちらかに図をつけてください。 ※下の氏名覧等及び、裏面についても差	□届出(同意)しません							
●施設に入所している方・長期間入院している方は名簿対象外です。 □施設入所・長期間入院しています ※対象の場合は、上記に☑をつけてください。 ※終了です。下の氏名覧等へ記入の上、提出してください。								
本人氏名 :	(代理人等) 住 所 :							
代理人又は代筆者 氏名(続柄等) : ※本人が直筆できない場合又は未成年(<u>代理人等電話番号 :</u> の場合は、代理の方の署名をお願いいたします。							

裏面の記入をお願いします

※社会福祉協議会が進めている『きずなづくり台帳』の申請時に、名簿登録に関して <u>【届出</u> (同意) しません】とご回答された方のうち、避難行動要支援者の対象者に対しても、送付し

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

【差し支えのない範囲でご記入ください。】 記入日/平成 年 月 日

基本項目(申請者名	本人に関する	こと)						
ふりがな 氏 名			(男・女)	- 生 ^生 月 E	-	明・大・昭・	· 平 月	日
住所	登別市	町 へる町内会等名:]			
連絡先	自宅電話			携帯電	電話			
同居人の有無	□あり(人)	□なし					
緊急連絡先(登録及	及び情報を提	供することに:	ついて同意を	得たうえ	えでご	記入ください	/\ _°)	
氏 名	本人との関係		住 所			連絡先(携帯)	
					(電	話)		_
					(電	話)		
関係者連絡先								
ケアマネジャー	(事業所)	((担当者)		(電	包話)		
民生委員児童委員	(氏名)		 (電	直話)				
かかりつけの病院	(病院名)							
緊急時に支援が必要	要となる申請	者の状態【〇	をつけてくだ	さい/ネ	复数可			
1. 歩いて移動がで	できない	2. 耳が不自	3由		3. 目	が不自由		
4. 状況を理解しば	こくい	5. 座った娑	姿勢が取れない	, \	6. 医	三療器材を使	 用してし	いる
7. 特殊な治療薬剤を	常用している	8. 持続的な	は医療行為が必	少要	9. 常	常に介護が必	—— 要	
10. 支援者に知って	てほしいこと	()